

第5回（仮称）大口町子ども条例制定検討委員会

日時：令和7年3月28日

13時30分～14時30分

場所：大口町健康文化センター1階
機能回復訓練室

事務局（課長）： [あいさつ・欠席委員報告・資料確認]

※資料1及び資料3を当日机上配布

次第1：委員長あいさつ

委員長：[あいさつ]

本日もどうぞよろしくお願いいたします。前回の会議がパブリックコメント前の最後の会議だと思っていたら、急なスケジュール変更で、前文の修正があって、もう一度検討の機会が設けられるということになりました。お話し聞いたところ、つい先週の土曜日にもう一度子どもたちと頑張っていたいて、前文を作っていたいたということでした。担当の方々のご多忙の中、本当にご尽力いただいたと思います。ありがとうございます。この大口町子ども条例の作成のプロセスでは、子どもたち自身のワークショップからはじまって、この会議でも何度もさまざまな視点、立場からの有益なご意見頂戴してきたと思っています。みなさんお一人お一人がこの条例に反映させたい思いがあるのだといつもいつも感じさせてもらって、文言の一つ一つに対してそれらが適切に反映されているかということも検討してきていただいたなと思っています。本当に感謝申し上げます。頭の下がる思いです。世の中の子どもを取り巻く環境というのは、非常に厳しいまま、子どもの数はすごく減っているのに子どもが抱える問題、児童虐待の対応件数が23年度の実測値という、先日公表されて、その前年度よりもやはり1万件ほど増えていると。たぶん今年度ももっと増えるんじゃないかなと予想するところですけど、不登校の数も報道等であると思いますが30万人以上ということで、子どもの自殺の数も減っていないと。そういう数値等を見ると、なかなか厳しいとか子どもを取り巻く現状かなと日本全体としてはと思うんですけど、この子ども条例の会議を通して、大口町のみなさんが子どもの人権を尊重し、子どもの成長を願うというそういう気持ちでこの条例を作られているということが感じられて、とても勇気づけられるというか、いいまちだなという風に感じております。次の段階として、この条例の理念がしっかり普及されていくように啓発していく必要があると思うんですけども、そこでもまたみなさんのお知恵をいただけると思ったりします。なにか直感的に訴えられるような資料ができるといいなと個人的には考えたりもしています。これは本日の直接の議題ではないですけども。改めまして、本日はもう一度前文のところが中心になりますかね、前文を中心に全体をご覧いただき、ご意見頂戴したく思います。どうぞ本日もよろしくお願いいたします。

次第2：議題

（1）大口町子ども条例策定スケジュールについて

事務局：[説明]

※資料1「大口町子ども条例策定スケジュール（令和7年3月28日時点）」に基づいて説明

※意見・質問なし

次第 2：議題

(協議事項) (2) 大口町こども条例案について

事務局：[説明]

※資料 2 及び 3 「大口町こども条例案」に基づいて説明

委員長：ご説明ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問、ご意見等ありましたらよろしくお願いします。ちょっと見ていただく時間を取ろうかと思えます。まだみなさん見ていただいているかと思えます。検討しながらでよろしいかと思うんですけど、前文の変更の仕方についてもう少し説明していただけますか。

事務局：みなさんに見ていただいたように、ワークショップをして、こどもの意見を取り入れて、今回の条例そのものがこどもの尊重という形で、4つの文章が形になりました。本当はワークショップ自体はそこまで、文章まで作ってもらうことを考えていなくて、一番初めのときは、いろんなこどもたちのワードをですね、大口町に関することやこどもの権利に関することを出していただくワークショップのつもりだったんですけど、みなさんなかなか上手に、進行も上手だったものですから、4つの文章まで創り上げることができて、またその時に時間がなくてですね、最後、1つにみんなでまとめあげればよかったんですけど、その4つの文で終わりましたので、それを受けて、担当の方でも1つにした方がいいのか4つの方がいいかというのまだいぶ悩みました。実際にどうするかとなったときに、やはり今回の条例に基づいてこどもの意見の尊重、こどもの“こ”が漢字だったりひらがなだったりとか本当にばらばらなんですけど、それぞれのこどものそのときの能力というか学力によってそれができあがったものですから、それでいきたいという思いをもって、庁内で打合せとかしまして、そういう形でいきたいという話をしていたんですが、そこでだめという答えは出ずに、最後の最後になって、大口町としてこの条例を議会に提出するのは町長であって、その文章について精査ができていないものについては、やはり担当がいくら出しても、その前の例規審査会でだめだよというのが出るということが言われてしまったものですから、それではこの条例ができあがらなくなりますので、それで急遽こどもたちに集まっていただいて、その4つの文の趣旨を汲みながら、それと全然違うことにならないようにこどもたちにも4つの文章を見ながら、もう一度考え直していただいて作ったという形になりますので。できれば本当は4つで行きたかったのはやまやまなんですけど、どうしてもこれを条例として出すためにはそういった審査会の方で審議していただいてはじめて条例を議会に出せる形になりますので、そこでこういう形となりましたのでお願いします。少し補足をさせていただくと、条例の前文については、正解があるわけではないので、いろんな考え方があります。4つ載せるのが正しくないかといえそうではないという意見がある一方で、大口町の条例というものは、国でいう憲法みたいなものなので、大変やっぱり重きを置くものです。それに関して、重きを置くという考え方の中だと、やっぱり体裁が整っていない、推敲されていない文章を載せるのはどう

かという意見があったのも事実です。ただそれに関しては、やはり大口町長名で出すので、例えばこどもの“こ”だったり、まちだったりという表記がばらばらなのはどうか、あと、文章として少し拙い部分がある、それはどうか、きちんと推敲されたものであるかどうかと言われますと、先ほども時間がない中で確かに仕上げたものである、それをじゃあ大口町が自信をもって出せるかどうかという議論になったときには、少しですね、このままどうしても載せたいですというところで押し切ることができなかったというのが事実です。なので、ただやっぱり、かといって大人が勝手に私たちがそれを直すのは、少し今回の趣旨と反するということもありましたので、急遽ですが集まってもらって、もう一度こどもたちといっしょに、今度はそこに私たちも、ちょっとここおかしいんじゃないというところも意見を言わせていただいてまとめ上げたのがこの前文です、今回はちゃんと事務局もいっしょになって創り上げましたということで、自信をもって出せるかなというところ、です。ですので、4つ載せたかったという思いはありますが、一方で町として条例を出すということに関してはやはり非常に重いところもありますので、やはり例規審査会というものがあって、そこで審議をしてはじめて議会の方に提出して認めてもらうという形になりますので、そのところがですね、少し当初事務局サイドの見込みと例規審査会担当する部署、あとは例規審査会の委員となるメンバーとの少し、ちょっと、差が少しあったかなというところで、みなさんにですね、余計な会議の方の開催、集まっていただくことになって申し訳ないと思っておりますが、結果、きちんと文章も推敲し、その過程の中でこどもたちの推敲能力に本当にすごいと思うような、議論もきちんとしながら、こどもたちにとってもいいものができたかなという風に思っておりますので、本当にどうも申し訳なかったですが、一度これについては、いろいろとまたご意見をいただきたいと思っておりますので、お願いいたします。あと4つの文章が全然表に出ないかといいますと、逐条解説というものを作りまして、その中にはちゃんとですね、4つの文章も入れて、こういう経緯もまた入れていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長：ありがとうございます。今の点も含めて、何かご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

副委員長：これ感想なんです、ただただこどもたちに頭が下がります。7名のこどもさんたち、春休みに入ってたぶんいろんなやりたいこともある中を、ここに集まってきてくださって、この文言を推敲するワークに参加して下さったお子さんたちに本当に敬意を表したいと思っております。なんかその姿がこう見られないのがとても残念なんですけども、今の話を聞いて、こどもたちが熱心に議論して下さったことだろうと思って感謝します。そしてこの（4つの）文章もどこかでお蔵入りになることなく、日の目を見させていただけたら、すごくうれしいなと思っております。最初見たときに、この4つの文章を並べるとってなんて画期的なことをって本当に思いましたけども、そんな感想を持ちました。ごめんなさい、感想で。

事務局：今のお子さんの関係で、実は大人のワークショップをやったときのメンバーが引き続いて、こどもたち会という団体を立ち上げて、こどものサポートをしていくんですけど、今回、18歳で高校を卒業する子もその（条例の前文を作るワークショップ

の)中にメンバーにいまして、その子たちが卒業して、(こどもまち会の)大人のメンバーに入って、大口町のいろんな子育てのことにも関わってくれるような団体もありますので、紹介させていただきます。

委員長：ちなみに質問なんですけど、前文にふさわしくなかったというか、そういう点は、文言なのか、4つあったということなのか、どちらもですか。

事務局：どちらもです。4つあることにやっぱりふさわしくないという意見ももちろんありましたし、その4つの中に例えば文章がちっと整っていないとか、前後の脈絡がどうなのかというような文章があったり、まちやこどもという漢字が整ってなかったりということも指摘をされました。ただ漢字とかそろえるだけだったら、それは許容範囲なのでやりますというようなお話はしたんですが、やっぱり4つ載せることに対するそれはどうなんだという意見があったのも事実です。ただそうですね、担当課の方も法規文とか法規集を出しているところの出版社に問合せをしたら、出版社からもあまりいい返事は返ってこなかったんですが、実際他の市町で4つ載せてるわけじゃないんですが、こどもの意見を箇条書き、資料でも出させていたように箇条書きをしているような市町のこども条例もありますので、正解があるわけでも、絶対だめというわけではないんですが、その中でどうしても最終的には大口町として、大口町長名で出すというところのやっぱりこだわりが、きちんとかう例規を所管している課の例規に対する思いや重要性和普段の仕事の中でこどもたちの意見を聴けばいいんじゃない的な考えをしている担当課とのちょっとその意識の差はあったのは事実ですが、一方で私もあまり新しい人間ではないので、例規というものの重みを考えると、分かるような気がするなというところもなくはないのですが、なので、正直正解はないと思うんですね。あとは町がどう覚悟をして、それを大口町の条例として出すかというところなんですけど、その覚悟というところに関していえば、やはり条例というものは重きものという意見がやはりうちの方の例規審査会の委員には多かったというところかなという風ですので、ご理解をいただきたいというのは難しいかもしれませんが、そういうところになります。ただ、担当課としては、だからといって大人が全部作るというところはどうしても譲れなかったもので、急遽ですが、お子さんに集まっていただいて、あくまでもいっしょに、意見を聴きながら。で、4つの前文を必ず入れてくれたんですよ、こどもたちが上手に。必ずどこかにちゃんとみんな入るようにということで、元のものをここに入れて、落とし込んで、上手に文章繋げてくれましたので、本当にすごい文章能力で、聞いていてびっくりしました。

委員：先ほどの文章を整えるという意味の観点からちょっと質問なんですけども、(資料3)2ページの第2条、先ほど説明していただきましたが、第4項と第5項、第4項については、文末の方、「こども以外のものをいいます」というところと、第5項については、1行目の「事業活動を行う全てのものをいいます」という部分、これは漢字にしないで大丈夫ですか。

事務局：このひらがなの“もの”については、人格を示す“者”ではなく、企業さんとかそういういったものも含む場合は、例規上はひらがなの“もの”、団体とかも含んだものをひらがなの“もの”と書くとなっているので、それも含めた意味でこういう整理

をさせてもらっています。

委員：わかりました。ありがとうございます。

委員：こどもたちが4つを1つにまとめた中で、「私たちの大口町は、五条川や桜」ではじまって、3行目に「年間を通じて様々な行事や地域のボランティア活動などが行われています」というところの「ボランティア活動」というのはこどもたちがあえて入れたのか。あえてボランティア活動？

事務局：そうですね。文言については、大人から誘導はせずに、こどもたちの自発的な言葉でやっています。

委員：こどもたちね、ボランティアという言葉にすごく小学生とか興味というか、あえてそういうことをこどもたちから出たんだったらすごくいいことだなと思ってね。

事務局：こどもが普段感じていることを言葉にして、いろんな文章も、桜とかもいろんなことも、大人のイメージで大口町ってこういうのってあると思うんですけど、こどももそういう目線で、こどもからもいろんな言葉が出てきますので、すごいなと思いました。

委員：大口町はボランティア活動に長けたまちだよというのをアピールするという風に地域の人たちも思っている。いいんじゃない、これ。

委員長：4つのうちの2つ目のものに入っていたんです、もともと。「ボランティア活動もさかんで、とても楽しくすみやすい町です」、もともとこどもたちがまとめた（4つの前文）ものの中に入っているんで、これをそのまま活かして1つにまとめてくれたということですね。この間の7人がまとめるときにもここに入れてくれたということですね。

事務局：ボランティア活動とか地域活動とか地域の行事とか結構たくさんあるというようなことをこどもたちが思ってくれるようで、その部分は残していくとか入れていくというような、これをどういう表現にするかというのは結構いろいろ議論はしていましたけど、結果的にこの形になったということになります。

委員長：そう思うとね、この4つあったものの中で当然取捨選択しているはずだから、そうまとまってきたこの何行かというのは、なんかすごくこどもたちの意識の中にも強くあるというものとして見て取れるかなって。逆にこの4つが背後にあってこの1つというのもおもしろいかなと思ったりもしますが。

委員：全然違うことなんですけど、こども条例のスケジュールのあたりで、令和6年からなんですけれど、令和5年からそういう話が出ていたのではないですか。

事務局：こども条例が？

委員：こどもの権利とかそういうので。

事務局：このこども条例を取り組み始めたのは、令和4年から、初めにアンケートをやりまして、5年度に大人とこどものワークショップをそれぞれ2回やって、それ以降がこのスケジュールになっております。

委員：すいません、それで、そういうような話題が出ていたのを見たものですから、去年の時点でもこの話が出ていたんだなということで、その中で、こどもの権利をすごく保障しなければいけないとこの中を見ていくと第3条のところなんかこどもの権利が保障され、大切なものとして保障されなければなりませんという、もちろんす

ごく大事なことなんですけど、こどもとしてもそういう権利を、人権を、守ることができるこどもを育てていくというそういう視点もすごく大事だよねというような話も出ていたので、どこかにそれが入っていくといいのかなという風に思いながら、どこかにもしかしたら入っているかもしれないと一生懸命見たけれどちょっと探すことができず、でもこどもはそういうこども同士でもそういう権利は守っていかなきゃいけないだろうなという風に思ったので、そのあたりも入るといいのかなというのを思いました。以上です。

事務局：そうですね、その議論は前にもあったんですけど、こどもの権利は守られますということが書いてあって、当然それはこどももそうするということですから、こどもにそういう義務を課すようなところはこの条例にはちょっとふさわしくないというところであえて書いてないところです。

委員：そうなんです。

事務局：ただ「認め合い」という委員から前回いただいた（意見は）前文のところに書いてあるんですけど、前文の、第1条のちょっと上、下から3行目の「想いや願いを受け止め認め合い」というところでですね、くみ取っていただくような

委員：人権を守ることですね。

事務局：そうです。

委員：わかりました。ありがとうございます。

事務局：そういうご意見はずっといただいているので、今申し上げたようになかなかこの条例の中には組み込めませんが、条例を啓発していく上では、そういう視点も大事だよというようなことをなんらかの啓発のものの中には分かりやすく入れていけるといいかなという風には。

委員長：啓発する際にはそのことも含めて、お互い大切にしあおうとかそういう形でしていけるといいかなと。その話は何度かお聞きしています。

事務局：意識としてきちんと持っていくことは大事だと思いますので、今後啓発するときに権利だけじゃないんだよというのはどこかにやんわりと入れていきたいなと。

委員：言い回しのことでちょっと気になるのが、（資料3）3ページの（第3条）（14）の「安心できる居場所が確保され、心や体を休めることができること。」、「こと」が連続になっているのがちょっと気になるのと、なんとなく“こと”が近いなと。

事務局：「休められること」ですかね。“られる”がちょっと微妙ですかね。

副委員長：前後逆転させたら意味が変わってきちゃうかな。「心や体を休めることができる安心な居場所が確保されること」、意味が違ってくるかな。

事務局：ちょっとニュアンスが変わってくるような気が、結果は一緒なんですけどね。

副委員長：意味が、何を大事にするかが変わってきちゃうと。

事務局：安心して居場所を確保されることが前提になるんですよ。

副委員長：これだと心や体を休めることができるということが中心になっているかなって思うんです。逆転すると意味が、居場所をつくるということの方が重要になってきちゃうような気がするので、変わってきちゃうなと。

事務局：ここですぐには出てこないのでもいい文章を考えてみます。（こども条例前文のためのワークショップでは）こどもたちはそういう推敲を自分たちでしながら、ちゃん

と短時間に自分たちで答えを出すんですよ。すごいなと思って。ここの文章がちょっとね、流れおかしいよねと自分たちで意見を出し合って直していくんです。すごいと思って聞いていました。

委員長：そういう意見があったということでご検討をいただいて。1点お聞きしたいなと思ったのが、今の同じ（資料3）3ページ第3条のところで、（9）の「力」を「能力」から変更されたということになったんですけど、言葉からくるニュアンスが違うということで、どういうニュアンスと捉えて「力」の方にされたのかをお聞きしてみたいなと思ったんですけど。

事務局：能力というと何かを成し遂げるとか高めの意味にとれるかなと。力だと別にそうじゃなくて、全ての力という意味でとれるかなと思って、要はここで拾えるところを増やしたかったという、能力というところだけじゃなくて、もっと広いところの力を拾って伸ばすための必要な支援を受けられるという風にしたいかったんで、能力という言葉はやめた方がいいかなと思って変えました。

委員長：ちょっと意味が狭くなりそうだと？

事務局：と思いました。能力というとやっぱりちょっと特別なものみたいな印象がどうしてもあって、そこだけを伸ばすんじゃないよねというところで、力を使った方がいいかなと思いました。

委員：3月22日にこどもたちに再度集まってもらったこの7人はどのような年代？小学校低学年、高学年、中学生？

事務局：そうですね、参加者の内訳が小学6年生が1人、中学1年生が1人、中学3年生が1人、高校1年生が1人、高校3年生が3人になります。

委員：その方が卒業されても、卒業されると同時に継続してまた（活動を）やられる？

事務局：全員ではないですが、高校3年生の一部の方が（こどもまち会に）入られるという意思表示はいただいています。

委員：割と中高生が多いから納得した。あと1つ、今後の予定なんだけど、令和7年度中の（条例）施行は、9月が目標？

事務局：はい、今のスケジュールでいくと9月の議会に提案し、10月1日からの施行になります。

委員長：ちょっと次の話なのかもしれないんですけど、普及啓発に関する計画や見通しとか次回の会議のときに何かお示しいただけたとか今後の予定はありますか。

事務局：啓発につきましては、先ほど申し上げたこどもまち会という団体さんと今話をしまして、そこでもこどもに集まっていいただいて、どういう啓発がいいかというのも一度聞いていまして、これからそれを煮詰めていくところになっていまして、またそれがどういう形になるかはこれから。まずは、この条例ができるときに何か啓発資材として作って、それが終わりじゃなくて、その先もいろんなアップデートをしながらこどもたちがもっと啓発できるものを考えながら、1回作ったら終わりではないような形でやっていきたいなとは考えています。

委員長：まずできたというところで何かをするのがそれですか。

事務局：できれば。まずはできましたというのではじめのものは作りたいなと考えています。

委員：委員会自体はいつまでの期間なんですか。

事務局：委員会ですが、今のスケジュールの予定通りでいきますと、次の7月の第6回（制定検討委員会）で、最後パブリックコメントが終わった条例案を見ていただいて承認していただいて、その時点で委員会としては終わる予定はしています。

〔協議終了〕

次第3：その他

※意見等なし

〔その他終了〕